

平成 30 年 6 月 12 日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03189

研究課題名(和文)ADR手続の展開と裁判外紛争解決手続の民営化

研究課題名(英文)Development and privatization of Alternative Dispute Resolutions

研究代表者

坂田 宏(SAKATA, Hiroshi)

東北大学・法学研究科・教授

研究者番号：40215637

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：平成27年10月30日京都大学名誉教授谷口安平氏より「国際的視野におけるADR」と題し講演を賜った(法学80巻1号47頁～90頁参照)。  
平成28年9月30日東北大学民事訴訟法研究会において研究代表者が「民事訴訟法学から見た労働委員会 - 広義のADRの視点から」と題した報告を行い、山田文京都大学大学院法学研究科教授より報告に対するコメントを賜った。  
これらを基礎として研究代表者は2本の論文を公表した。「民事訴訟法学から見た労働委員会 - 広義のADRの視点から」法学81巻3号1頁～25頁)。「除斥と忌避の狭間」『民事訴訟法の理論』(有斐閣、271頁～290頁)である。

研究成果の概要(英文)：1.Firstly, Prof.SAKATA Hiroshi, the representative researcher of this study, invited the Honorary Professor of Kyoto University TANIGUCHI Yasuhei October 30th. 2015 to lecture on ADR from international perspective.  
2.Secondly, Professor SAKATA reported on his experience of Labor Relations Commission September 30th. 2016, commented by Professor of Kyoto University YAMADA Aya.  
3.Based on these research meeting, Prof.SAKATA wrote and published an article on ADR.

研究分野：民事手続法

キーワード：ADR

1. 研究開始当初の背景

「裁判外紛争解決手続の利用の促進等に関する法律」(2007年4月1日施行)に基づいて様々なADR(裁判外紛争解決手続)事業者が認証を受け、各々の紛争にふさわしい民事紛争解決が図られている(中山幸二「ADRの現在」法律時報85巻4号4頁)。とくに有名なものとして、いわゆる金融ADR、医療ADR、事業再生ADR、さらには東日本大震災の被災者を念頭に置いた震災ADRや原発ADRなどがある(なお、東日本大震災後の法的サービス(法律情報提供・民事紛争解決)については、平成24年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金(基盤研究(A)24243018)による研究に伴い、坂田宏「仙台弁護士会の災害支援活動に見る大震災後のリーガルサービス」〔特集〕大規模災害と市民生活の復興 東日本大震災の経験と今後の課題」法律時報1047号36頁以下において震災ADRに触れたところでもある)。

そもそも日本の民事手続法学の中心である民事訴訟法学は、裁判所に対する訴訟を基準として諸理論を発展させてきたところであるが、紛争の処理形態としては、当時においても人事事件訴訟法や行政事件訴訟法があり、また、家事審判や民事調停・家事調停、国際的仲裁、中央・地方労働委員会による不当労働行為救済手続などが認識されていたものの、これらの、いわば民事訴訟の周辺にある諸手続を俯瞰する理論はいまだ構築されていなかった。このような理論を展開したのは、昭和50年代から60年代に構築された「正義へのアクセス」の理論であり(マウロ・カペレッティ編/小島武司=谷口安平編訳『正義へのアクセスと福祉国家』(日本比較法研究所翻訳叢書20・中央大学出版部・1987年)参照)その中でAlternative Dispute Resolutionとして、訴訟に代替する紛争処理・解決手続を論じたのがADRについての理論の先駆である(たとえば、小島武司『調停と法 代替的紛争解決(ADR)の可能性』(日本比較法研究所叢書14・中央大学出版部・1989年)、棚瀬孝雄『紛争と裁判の法社会学』(法律文化社・1992年)、小島武司=伊藤眞編『裁判外紛争処理法』(有斐閣・1998年)など)。

このような先駆的業績に基づき、民事訴訟法学の中核を占めるようになった「手続保障」という概念と相俟って、司法制度改革の潮流に合わせて、多様な民事紛争解決手続が整備・制定された。仲裁法の制定(平成15年成立・平成16年施行)、人事訴訟事件法に替わる人事訴訟法の制定(平成15年成立・平成16年施行)、行政事件訴訟法の改正(平成16年成立・平成18年施行)、労働審判法の制定(平成16年成立・平成18年施行)、非訟事件手続法の改正(平成23年成立・平成25年施行)、家事審判法に替わる家事事件手続法の制定(平成23年成

立・平成25年施行)などである。この一連の改革は、民事訴訟法(平成8年成立・平成10年施行)を中軸とした「代替的」紛争解決手続の整備と捉えることができると同時に、視点を変えてみれば、民事訴訟という手続自体を相対化して、むしろ、民事紛争を解決する alternative な、すなわち多数の選択肢を有する民事紛争解決手続の1つであると捉えることも可能である。

このような背景のもと、「裁判外紛争解決手続の利用の促進等に関する法律」は、第1条において、「この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続(訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。)が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることにかんがみ、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする。」として、ADRを日本社会に浸透させるべく制定された。ここにおいて、日本において初めての、公的な民事紛争解決手続を民間事業者が行う、いわば民事紛争解決の民営化が国家の施策として高らかに謳い上げられた。ADR法により設立されたものは2013年3月1日現在で121となったが(中山・前掲4頁)これらは一様のものではなく、解決しようとする対象事件に応じて一定の分類が可能である。1つは、民間事業者(手続主宰者)が行政機関である行政型ADRと、純粋に民間である民間型ADRである。行政型ADRは、たとえば国民生活センターが行う「国センADR」や文科省が行う「原発ADR」などである(青山善充「今、ADRに望むこと」法律時報85巻4号6頁。なお、従来から個別労使紛争斡旋という行政型ADR(斡旋)の代表でもある都道府県労働委員会について、筆者は宮城県労働委員会の公益委員(会長代理)である。)民間型ADRにも多種多様なものがあり、金融ADRや医療ADRのような業界型ADRもあれば、弁護士会型のADRもある。この民間型ADRをさらに分類すると、法律情報を直に両当事者に伝えて和解の気運を高めてゆく評価型ADRと、法律情報の伝達は最小限に抑えて、両当事者の自主的な交渉を促進する促進型ADRである(菅原郁夫「ADRにおける二つの理念型と調停技法」法律時報85巻4号17頁参照)。後者のものとして、行政書士会によるADRがある(なお、研究代表者は2014年9月4日に宮城県行政書士会主催の講演会で「行政書士による

ADR」と題して講演を行った。) この区別については、弁護士が法的知見を独占しうるか否かが大きな問題となる。

## 2. 研究の目的

かような背景をもつADRについて、本研究は、ADRが民事手続法の体系の中で占めるべき位置を明らかにするとともに、相対化された民事訴訟手続における紛争解決に必要な不可欠な要因の解明をし、民事手続法の理論的全体像を再構築することを目指すものである。切り口としては、2つのADRにつき、その手続の実際に鑑みつつ、民事紛争の解決のため必要不可欠な要素を明らかにする。1つは、研究代表者が現在外部委員として所属する宮城県労働委員会であり、もう1つは、研究代表者が立ち上げの際にアドバイザー的に関与した宮城県行政書士会が行う行政書士ADRセンター宮城である。前者については、不当労働行為救済申立事件についての救済命令が債務名義とならないのに対して、個別労使紛争斡旋における和解が債務名義性をもつことの捻れに注目する。後者については、交渉支援という促進型ADRについて、とくにADR先進国アメリカにおける心理学的知見の必要性(菅原・前掲19頁以下参照)とともに、法的知見を提供する弁護士の関与の方法についても着目する。また、古来ADRの代表である調停について、ドイツの民事訴訟が調停前置を原則としたことについて、その具体的な影響を知ることも肝要である。1年次目に労働委員会を、2年次目にドイツ法の調停及びアメリカにおける調停の心理学的側面を、3年次目に行政書士ADRの研究と全体のとりまとめをする予定としていた。

本研究の学術的な特色・独創的な点及び予想される結果と意義については、以下のように考えた。

まず、種々多様なADRを分類する「行政型 vs 民間型」、「評価型 vs 促進型」という観点から実際のADR手続に踏み込んだ研究をすることによって、紛争の性格に合わせたADR構築の一助を提供し、わが国の民事紛争解決の民営化に貢献する。次に、アメリカの心理学的知見及びドイツ法の調停前置の試みが日本のADR制度、ひいては民事訴訟に影響する射程距離を明らかにすることによって、より充実度の増す日本の民事紛争解決制度を描き出す。最後に、研究代表者が本来研究の対象としている民事訴訟について、民事紛争解決の他の手続であるADRを探求することにより、民事訴訟固有の制度とそうでない制度とを区別して論じられるようになり、旧来の民事訴訟中華思想から脱却し、価値観のレベルにおける「民事訴訟法の相対化」を推し進めることにある。

## 3. 研究の方法

本研究の方法としては、従来採られてきた伝

統的法学解釈論の方法に従い、関連する種々の文献・資料を閲読・咀嚼したうえで、精緻な理論を展開・構築する方法を採るとともに、とくに、宮城県労働委員会(公益委員・労働者側委員・使用者側委員及び事務局職員)に対して、支障のない限りにおいて行うインタビュー、行政書士ADRセンター宮城(手続実施者である複数の行政書士)に対して行うインタビューの方法も採り入れる。平成27年度は、もっぱら労働委員会について法的な問題点を渉猟し、宮城県労働委員会を対象としたインタビューを行う。平成28年度は、アメリカとドイツの文献を渉猟し、比較法的な議論を整理する。平成29年度においては、行政書士ADRセンター宮城に対するインタビューを行うとともに、全体の取りまとめを図り、研究会あるいはウェブサイトを通じて一般に発信する。

## 4. 研究成果

平成27年度においては、研究代表者が外部委員(公益委員・会長代理)として所属する宮城県労働委員会におけるADR(不当労働行為救済申立手続、集団斡旋及び個別労使紛争斡旋手続)に関する国内外の先行研究・文献を渉猟し、データベースの構築に努めた。

また、平成27年10月30日(金)京都大学名誉教授であられる谷口安平氏を東北大学にお招きし(東北大学片平キャンパス・エクステンション教育研究棟201A教室)「国際的視野におけるADR」と題し講演を賜り、学術的知見の供与を得た。この講演では、谷口氏がアメリカに留学された若年の頃よりライフワークとして研究を続けられているところの、裁判所が行う実定法に基づいて裁判と並んで、文字で書かれ、法解釈という厳しい制約のもとにある実定法の枠外で両当事者の意思に基づいた紛争解決規範を創造するADRの存在が、全紛争解決手続の中で肯定的な意味で位置づけられるとの学術的知見が述べられた(これについては、法学80巻1号(2016年4月)47頁~90頁に掲載された。)

平成28年度においても、研究者代表者が外部委員(公益委員・会長代理)として所属する宮城県労働委員会における広義のADR(不当労働行為救済申立て手続、集団斡旋及び個別労使紛争斡旋手続)に関する国内外の先行研究・文献を渉猟し、データベースの構築に努めた。

平成28年9月30日(金)東北大学民事訴訟法研究会(於、東北大学片平キャンパス・エクステンション教育研究棟3088教室。仙台市)において、研究代表者が「民事訴訟法学から見た労働委員会 広義のADRの視点から」と題した報告を行い、また、ADR法研究で著名な山田文京都大学大学院法学研究科教授より報告に対するコメントをいただき、さらにその後の研究会に出席

された研究者、裁判官及び弁護士との質疑討論によって大きな成果を得た。

平成29年度においても、研究者代表者が外部委員（公益委員・会長代理）として所属する宮城県労働委員会における広義のADR（不当労働行為救済申立て手続、集団斡旋及び個別労使紛争斡旋手続）に関する国内外の先行研究・文献を渉猟し、データベースの構築に努めるとともに、前年度に行った研究報告（平成28年9月30日（金）東北大学民事訴訟法研究会・報告「民事訴訟法学から見た労働委員会 広義のADRの視点から」）に基づき、これを論稿として公表した（拙著「民事訴訟法学から見た労働委員会 - 広義のADRの視点から」法学81巻3号（2017年8月）1頁～25頁）。

その後、裁判官の回避・除斥について研究していたところ、ドイツ労働裁判所の裁判例を分析する機会に恵まれ、その検討結果を高橋宏志先生古稀祝賀論文集『民事訴訟法の理論』（2018年2月・有斐閣）に掲載し、「除斥と忌避の狭間」（同書271頁～290頁）として公表した。

なお、当初予定していた行政書士ADRセンター宮城に対するインタビューについては、利用者が僅少であったため、これを行うことができなかった。

#### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 5件)

1. 坂田 宏、民事訴訟手続における計画的審理と審理計画、法律時報87巻10頁～15頁、2015年（査読なし・招待）

2. 坂田 宏、文書提出命令 国立大学法人が所持して組織的に用いる文書、平成26年度重要判例解説131頁～132頁、2015年（査読なし・招待）

3. 坂田 宏、相殺に対する反対相殺、民事訴訟法判例百選（第5版）96頁～97頁、2015年（査読なし・招待）

4. 坂田 宏、倒産手続における所有権留保の取扱いについて、東北ロー・レビューvol. 4・1頁～14頁、2017年（査読なし・招待）

5. 坂田 宏、民事訴訟法学から見た労働委員会 - 広義のADRの視点から、法学81巻3号1頁～26頁、2017年（査読なし・招待）

〔学会発表〕(計 1件)

1. 坂田 宏、民事訴訟法学から見た労働委員会 広義のADRの視点から、東北大学民事訴訟法研究会（2016年9月30日）

〔図書〕(計 4件)

1. 棚村政行、水野紀子、潮見佳男編 / 坂田

宏、Law Practice 民法 【親族・相続編】 / 「2. 家事事件の手続」、2015年、84頁 / 7頁

2. 徳田和幸、上野泰男、本間靖規、高田裕成、高田昌宏編 / 坂田 宏、民事手続法制的展開と手続原則 / 「会社訴訟における第三者再審に関する一考察」、2016年、880頁 / 14頁

3. 山本克己編、笠井正俊、山田文編 / 坂田宏、民事手続法の現代的課題と理論的解明 / 「訴訟終了判決に関する一考察」、2017年、904頁 / 15頁

4. 坂田 宏、高田裕成、山本弘、山本克己、松下淳一、畑瑞穂編 / 坂田 宏、民事訴訟法の理論 / 「除斥と忌避の狭間 除斥事由の類推適用の可能性について」、2018年、1423頁 / 20頁

〔産業財産権〕

出願状況（計 0件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

取得状況（計 0件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

坂田 宏 (SAKATA Hiroshi)

東北大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：40215637

(2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：

(4) 研究協力者

( )